

第 26 回 定 時 株 主 総 会

招集ご通知

開催日時	2024年6月27日(木曜日)
	午後1時~(開場:午後0時30分)

開催場所 東京都港区赤坂九丁目7番1号

東京ミッドタウン

ミッドタウン・タワー4階 カンファレンス Room7 (会場が前回と異なります。)

議 案 第1号議案 取締役 (監査等委員である取

締役を除く。) 4名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名 選任の件

第3号議案 補欠の監査等委員である取締

役1名選任の件

目 次

第26回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	14
連結計算書類	29
計算書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
監査報告	35

株式会社ヒストアー

証券コード 4304 2024年6月11日 (電子提供措置開始日) 2024年6月6日

株主各位

東京都港区赤坂九丁目7番1号 株式会社Eストアー 代表取締役 柳田要一

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。 本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第26回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】https://Estore.jp/prir.html



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、銘柄名(会社名)に「Eストアー」または証券コード「4304」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】 https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月26日(水曜日)午後6時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時 2024年6月27日 (木曜日) 午後1時 (開場:午後0時30分)

東京ミッドタウン

ミッドタウン・タワー4階

カンファレンス Room 7

(会場が前回と異なりますので、末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照いた だき、お間違えのないようにご注意ください)

3. 目的事項

報告事項

- 1. 第26期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第26期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し、上げます。
- ・電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款に基づき、書面交付請求を いただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただ いた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が 監査した対象書類の一部であります。
- ① 会社の体制及び方針
- ② 連結計算書類の連結注記表
- ③ 計算書類の個別注記表
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2024年6月27日 (木曜日) 午後1時(受付開始:午後0時30分)

書面(郵送)で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。 各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限 2024年6月26日 (水曜日) 午後6時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限 2024年6月26日 (水曜日) 午後6時30分入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス ("なりすまし") や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ※ 書面(郵送)とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使 ウェブサイトにログインすることができます。

■ 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り 可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、 再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイト へ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考資料

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選仟の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)全員(3名)は、本総 会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役4名の選任をお願いするものでありま

本議案につきましては、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得 ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

(1962年10月14日生) 所有する当社の株式数…………150,000株

[略歴、当社における地位及び担当]

再任

1986年 4 月 (株)アスキー入社 1988年10月 同社社長室 広報担当、事業開発担当部長 1990年12月 (株)アスキーエクスプレス設立 取締役企画部長

1991年12月 (株)アスキーエアーネットワーク設立 代表取締役

1994年10月 (株)アスキーネット 取締役 1996年7月 ㈱アスキーインターネットサービス カンパニー 副事業部長

1998年6月 セコム(株)入社

ネットワークセキュリティ事業部

スーパーバイザー

1999年2月 当社設立 代表取締役

2001年12月 (株)インフォビュー 取締役 2004年11月 (株)パーソナルショップ設立

代表取締役

2005年8月 ㈱ワイズワークスプロジェクト

取締役

2005年10月 (株)ユニコム設立 代表取締役

(現任)

2006年7月 (株) ECホールディングス

(現 ECH(株)) 取締役

2021年 6 月 当社 代表取締役CEO (現任)

2022年 8 月 (株)SHIFFON 取締役

2024年2月 (㈱ワンド 代表取締役 (現任)

「重要な兼職の状況」

該当なし

[取締役候補者とした理由]

石村腎一氏は、創業者であり、創業以来、代表取締役として長年にわたり当社の経営を担ってきました。 その豊富な経験と実績を活かし、今後は当社グループの経営に十分な役割を果たすことが期待できること から、取締役として選任をお願いするものであります。

[特別な利害関係]

石村賢一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

株主総会参考書類

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

よういち

1986年 4 月 (株)リクルート入社

2004年 6 月 (株)リクルート退社

2005年 9 月 当社 入社 当社 取締役 2006年 6 月

2009年 6 月 当社 最高情報責任者(現任)

2018年6月 当社 常務取締役

2021年 6 月 当社 代表取締役COO社長(現任)

2022年 6 月 (株)WCA 取締役 (現任)

[重要な兼職の状況]

該当なし

やなぎ

[取締役候補者とした理由]

柳田要一氏は、営業系・管理系業務に関する、豊富な経験と見識を活かし、代表取締役COO社長とし て、当社グループの経営全般やガバナンス体制の強化に十分な役割を果たすことが期待できることから、 取締役として選任をお願いするものであります。

[特別な利害関係]

柳田要一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

田中裕之

(1972年10月27日生)

所有する当社の株式数…………

-#

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

2000年 5 月 ラピッドサイト(株) (現 GMOグローバルサイン・ホールディングス

ーバルサイン・ホールディングス (株) 入社

2000年7月 (㈱アイル (現 GMOグローバルサ イン・ホールディングス(㈱)) 転籍

商品開発室長

2002年 4 月 同社 事業開発部部長

2003年 4 月 日本ジオトラスト(株) (現 GMOグ

ローバルサイン(株) 設立 取締役

2006年10月 Hosting&Security Inc. (現 GMO—Z.com

USAInc.) 取締役

2010年 8 月 株式会社ワダックス(現 GMOグ ローバルサイン・ホールディングス

(株) 取締役

2010年9月 同社 リテール本部本部長

同社 リテール営業部部長

2013年2月 アマゾンジャパン(株) (現 アマゾン

ジャパン合同会社) 入社 ハードライン事業本部 DIY&工

具事業部 事業部長

2017年11月 当社 入社 2018年4月 当社 執行役員

2020年1月 (株)コマースニジュウイチ 代表取締

役社長 (現任)

2020年3月 (株WCA 取締役

2020年 6 月 当社 取締役 (現任)

[重要な兼職の状況]

株式会社コマースニジュウイチ 代表取締役社長

[取締役候補者とした理由]

田中裕之氏は、IT及びEコマースに関する豊富な経験と見識を生かし、2017年に当社に入社して以来、マーケティング部門の責任者として当社の事業を牽引してきました。また、2020年にグループ会社の(株)コマースニジュウイチ代表取締役として経営を担い、リーダーシップを発揮し収益向上に貢献する等、当社グループの企業価値向上に資する者として適任であると考えるため、取締役として選任をお願いするものであります。

[特別な利害関係]

田中裕之氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

招集ご通知

株主総会参考書類

新任

[略歴、当社における地位及び担当]

2009年 4 月 IPモルガン証券株式会社入社 2015年 4 月 株式会社ストライプインターナショ ナル入社

2023年12月 アドバンテッジアドバイザーズ株式 会社ディレクター (現任)

2018年6月 株式会社アドバンテッジパートナー ズ入社

アドバンテッジアドバイザーズ株式 会社出向

2024年 3 月 rakumo(株)社外取締役(現任)

独立

社 外

[重要な兼職の状況]

アドバンテッジアドバイザーズ株式会社 ディレクター

[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等]

金子昌史氏は、社外取締役の候補者であります。同氏は、事業会社や上場企業成長支援会社において、 M&A、経営企画、事業成長、生産性改善、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識をもっており、そ の見識を当社の経営に反映していただくことが期待できることから、社外取締役として選任をお願いする ものであります。なお、同氏が取締役に就任した場合、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独 立役員(社外取締役)として同取引所に届け出る予定であります。

[特別な利害関係]

金子昌史氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

[責任限定契約]

当社は、本議案が承認された場合、金子昌史氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠 ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任 の限度額は、金50万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。

(注) 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被 保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険会社により填補することと しております。なお、保険料は当社が負担しており、各候補者が取締役に選任され就任した場合には、 いずれの取締役も被保険者となる予定であります。また、当該保険の契約期間は1年間であり、 当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

計算書類

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員(3名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監 査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。また、本議案につきましては、監 **査等委員会の同意を得ております。**

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

越後屋 真弓

(1965年8月29日生)

所有する当社の株式数……… 4.100株

[略歴、当社における地位及び担当]

再任

社 外

1989年 4 月 青和特許法律事務所入所 1990年4月 (株)アスキー入社 1994年 4 月 FCBジャパン(株)入社

1999年 2 月 当社 監査役 2000年6月 当社 取締役経営管理本部長

2005年6月 当社 退社

2005年11月 有限会社ティルハート設立 取締役 (現任)

2017年 4 月 学校法人東海医療学園附属総合臨床 ヤンター 非常勤

2020年6月 当社 社外取締役(常勤監査等委

員) (現任)

[重要な兼職の状況]

該当なし

「社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等」

越後屋真弓氏は、社外取締役の候補者であります。同氏は、EC事業及び管理系業務に関する、豊富な経 験と知識を有しており、その幅広い見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言 を行い、取締役会の実効性の向上に寄与していただいています。同氏には、引き続き当社の監督機能をよ り機能させるため、選仟をお願いするものであります。なお、同氏は、当社社外取締役に就仟して本総会 の終結の時をもって4年になります。

[特別な利害関係]

越後屋真弓氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

「責任限定契約)

当社と越後屋真弓氏との間では、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償 青仟を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責仟の限度額は、金50万円以上で予め 定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。また、同氏の再任が原案どおり承認され た場合には、当社は同氏と同様の契約を継続する予定でおります。

まこと いわで

(1951年2月19日生)

所有する当社の株式数 …… 26.100株

株主総会参考書類

事業報告

[略歴、当社における地位及び担当]

再任

社 外

独立

1977年 4 月 東京弁護士会登録

1986年 5 月 岩出綜合法律事務所開設 所長(現 ロア・ユナイテッド法律事務所代表

パートナー)(現任)

1995年6月 (株)ダイヤモンド・フリードマン社 (現 (株)ダイヤモンド・リテイルメ

ディア) 監査役

1998年 4 月 東京簡易裁判所 民事調停委員

2000年3月 労働省労働基準局「社内預金に関す る研究会 専門委員

2000年 9 月 当社 監査役

2001年1月 厚生労働省 労働政策審議会 労働 条件分科会 公益代表委員

2005年9月 (株)ドン・キホーテ 監査役

2006年 4 月 青山学院大学 客員教授

首都大学東京法科大学院(現 東京 都立大学法科大学院) 講師(労働

法) (現任)

2007年 4 月 ドイト(株) 監査役

2008年 4 月 千葉大学法科大学院 客員教授(労

働法)

2016年6月 当社 社外取締役(監査等委員)

(現任)

2018年 4 月 明治学院大学大学院 客員教授

2022年 1 月 弁護士法人ロア・ユナイテッド法律

事務所 代表社員就任 (現任)

[重要な兼職の状況]

弁護士法人ロア・ユナイテッド法律事務所 代表社員

[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等]

岩出誠氏は、社外取締役の候補者であります。同氏は、弁護士として会社法務・労務問題に豊富な知識・ 経験等を有しており、また当社を含めて複数の会社の監査役として企業監査に携わった経験があります。 同氏には、これまでも経営判断において法律面から助言・提言をいただいており、引き続き当社の監査体 制及び経営の強化のため選任をお願いするものであります。なお、同氏は、当社社外取締役[監査等委員] に就任して本総会の終結の時をもって8年になります(監査等委員会設置会社に移行する前の当社監査役 としての在任期間は15年9か月となります)。また、同氏は、過去に社外役員となる以外の方法で会社経 営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役[監査等委員]として、その職務を適切 に遂行いただけるものと考えております。なお、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく 独立役員(社外取締役)として同取引所に届け出ており、同氏が原案どおり再任された場合、同氏は引き 続き独立役員(社外取締役)となる予定であります。

[特別な利害関係]

岩出誠氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

[責任限定契約]

当社と岩出誠氏との間では、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任 を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金50万円以上で予め定め た金額又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。また、同氏の再任が原案どおり承認された場 合には、当社は同氏と同様の契約を継続する予定でおります。

候補者番号

なかむら わたる

(1966年4月25日生)

所有する当社の株式数…………

400株

[略歴、当社における地位及び担当]

再任

社 外

独立

1991年9月 アーサーアンダーセン会計事務所 (現 有限責任あずさ監査法人)入

1995年1月 (㈱マイツ (池田公認会計士事務所) 入社

1995年7月 公認会計士登録

1996年 1 月 日本合同ファイナンス(株) (現(株)ジャ

フコグループ(株))入社

(現ジャフココンサルティング(株)) 出向

ジャフコ公開コンサルティング(株)

1999年 4 月 同社 事業投資グループ

2000年12月 中村公認会計士事務所開設 所長 (現任)

2004年 4 月 中村渡税理十事務所開設 所長 (現任)

2004年 6 月 当社 監査役 2015年10月 当社 常勤監査役

2016年6月 当社 社外取締役[監査等委員](現

任)

(株)百戦錬磨 監査役(現任)

2019年 2 月 (株)エクスモーション 社外取締役

[監査等委員] (現任)

2019年3月 I-STAR(株) 監査役(現任) 2021年3月 丸松物産(株) 社外取締役

[重要な兼職の状況]

中村公認会計十事務所 所長

[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等]

中村渡氏は、社外取締役の候補者であります。同氏は、公認会計士及び税理士として財務及び会計に関す る豊富な知識・経験を有しており、また当社を含めて複数の会社の監査役として企業監査に携わった経験 があります。同氏には、引き続き当社の監査体制及び経営の強化のため選任をお願いするものでありま す。なお、同氏は、当社社外取締役[監査等委員]に就任して本総会の終結の時をもって8年になります (監査等委員会設置会社に移行する前の当社監査役としての在任期間は12年となります)。また、同氏 は、過去に社外役員となる以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社 外取締役[監査等委員]として、その職務を適切に遂行いただけるものと考えております。なお、当社は、 同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員(社外取締役)として同取引所に届け出ており、 同氏が原案どおり再任された場合、同氏は引き続き独立役員(社外取締役)となる予定であります。

[特別な利害関係]

中村渡氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

[責任限定契約]

当社と中村渡氏との間では、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任 を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金50万円以上で予め定め た金額又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。また、同氏の再任が原案どおり承認された場 合には、当社は同氏と同様の契約を継続する予定でおります。

(注) 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担する ことになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険会社により填補することとしております。なお、保険料は当社 が負担しており、各候補者が取締役に選任さ就任した場合には、いずれの取締役も引き続き被保険者となる予定であり ます。また、当該保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予 定であります。

(ご参考)

各取締役に期待される役割や保有するスキル、経験は以下スキル・マトリックスのとおりです。

スキル・マトリックス

					専門性を発揮できる領域及び経験							
	氏名	社 外	独 立 性	経営戦略	M&A 戦略	財務 経理 ・ファ イナス	法務 ・コン プライ アンス	ESG・ ガバナ ンス	IT DX · 研究 開発	EC業 界知識	営業 ・マー ケティ ング	グロー バルビ ジネス
	石村 賢一			•	•				•	•	•	
取締	柳田 要一			•		•	•	•	•	•	•	
役	田中 裕之			•					•	•	•	•
	金子 昌史	•	•	•	•	•		•				
監査	越後屋 真弓	•		•		•	•	•		•		
等委	岩出 誠	•	•	•			•	•				
員	中村 渡	•	•	•		•		•				

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役 | 名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員で ある取締役 | 名の選仟をお願いするものであります。また、本議案につきましては、監査等委員会 の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

(1975年12月16日生)

所有する当社の株式数…………

一株

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

社 外

独立

1998年 4 月 安田信託銀行(株)(現 みずほ信託銀行(株))入行 2001年10月 監査法人トーマツ (現 有限責任監 査法人トーマツ)入社

2005年2月 (有)スパイラル・アンド・カンパニー (現 (株)スパイラル・アンド・カン パニー) 代表取締役社長(現任)

2005年 3 月 公認会計士登録

太田諭哉公認会計士事務所 (現 スパイラル共同公認会計士事務所) 開業

員(現任)

2015年10月 当社 監査役

2006年 3 月 税理士登録

2017年11月 (株)ジンズ (現 (株)ジンズホールディ

2006年6月 税理士法人スパイラル設立 代表社

ングス) 社外監査役(現任)

2021年6月 ㈱コマースニジュウイチ 社外監査 役 (現任)

「重要な兼職の状況」

(株)スパイラル・アンド・カンパニー 代表取締役社長 税理十法人スパイラル 代表社員

[補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等]

太田諭哉氏は、補欠の監査等委員である社外取締役の候補者であります。同氏が監査等委員である取締役に 就任された場合、公認会計士及び税理士としての専門的な知識・経験等を当社の監査体制及び経営の強化に 活かしていただくために、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。な お、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役 員(社外取締役)として同取引所に届け出る予定であります。

[特別な利害関係]

太田諭哉氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

[責任限定契約]

当社は、太田論哉氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の 規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基 づく損害賠償責任の限度額は、金50万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額であり ます。

(注) 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担 することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険会社により填補することとしております。 太田諭哉氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

事 業 報 告

(自 2023年4月1日) 至 2024年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度は、売上高12,566百万円(前年度比33.0%増)、営業利益1,086百万円(同23.0%増)の増収増益となりました。売上高、営業利益、EBITDA、先行投資コスト控除前EBITDAのいずれも過去最高となっております。

企業のDX需要が引き続き旺盛で、顧客の事業成長に寄与するシステム等の提案をする株式会社コマースニジュウイチが、顧客との関係を強化することで採算性が高い大型案件を順調に取り込めており、利益率が改善したこと(EC事業)、また、2022年8月に連結子会社化した株式会社SHIFFONの業績が通期で寄与したこと(HOI事業)によります。

また、当社で事業の実力値を表す最も適切な指標として重視している"先行投資コスト控除前 EBITDA"も1,844百万円と前連結会計年度より348百万円(前連結会計年度比22.4%増)となりました。

(参考) 報告セグメント別の業況

(%は対前連結会計年度増減率)

セグメント別	売上高		売上高 営業利益 ノト別		利益	EBI	ГDA	先行投資 控除前E	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	
EC事業	6,136	+3.3	722	+14.5	950	+10.2	1,265	+10.2	
HOI事業	6,444	+83.2	358	+42.3	575	+79.5	575	+60.0	
調整額	△15	-	4	-	4	-	4	-	
計	12,566	+33.0	1,086	+23.0	1,529	+29.4	1,844	+22.4	

- (注) 1. EBITDA=営業利益+減価償却費+のれん償却費
 - 2. 先行投資コスト控除前EBITDA=EBITDA+先行投資コスト

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は 44,641千円で、その主なものは、オフィス工事、サービス提供用のサーバー等によるものです。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、子会社の株式取得資金として、金融機関より2,666,000千円の借入を行いました。また、2023年8月18日付で、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の一部が権利行使され、新株発行を行い、資本金が132,600千円、資本剰余金が132,600千円増加しております。さらに、2023年11月17日付で、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債が権利行使され、新株発行を行い、資本金が122,400千円、資本剰余金が122,400千円増加しております。

(4) 他の会社の株式その他の持分の取得又は処分の状況

2023年6月30日付で連結子会社である株式会社SHIFFONの株式を追加取得した結果、持分が80%となりました。

(5) 対処すべき課題

大企業から中小企業まで幅広くECを含むDXの総合支援を担う企業グループとして、事業環境の変化に柔軟に対応し、常に高付加価値な提案と施策の実行が可能なグループ体制を構築することが、当社グループの対処すべき課題と認識しております。

・既存事業の収益の拡大

世の中が一斉にDX化を推進していく時代において、当社グループは、ECシステム、決済サービス、マーケティングサービス、を軸とした総合的な提案が可能なEC事業を展開しています。また、DX支援として企業に顧客資産を有効活用いただくための提案(OMO施策の推進)を強化しており、単に販売機能としてのECにとどまらず、サプライチェーンの最適化までの取り組みをグループ全体で強化してまいります。

・新規事業及び新商品開発による収益基盤の拡大

当社グループは、これまで蓄積したECに関する知見や投資資金を有効活用し、秀逸な商品やコンテンツ、多くの顧客等を有しながらも、投資資金とECノウハウの不足によりチャンスを逃している企業に対し、当社グループが主体となって運営するHOI(ハンズオンインキュベーション)事業を推進しております。本分野においては、引き続き積極的な投資活動を継続し、対象となる企業及び当社が双方成長しながら収益基盤を拡大します。

・人材の採用と育成

当社グループが、今後更に事業を拡大していくためには、優秀な人材確保と育成が必要不可欠であると考えております。特に技術者の採用においては、他社との獲得競争が更に激しさを増し、今後も安定した人材確保が必要です。当社グループとしましては、採用市場における認知度向上や社内教育、人事制度の整備等の人材投資に積極的に取り組んでまいります。

- (6) 財産及び損益の状況の推移
- ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

Image: section of the	分		期別	第23期 2021年3月期	第24期 2022年3月期	第25期 2023年3月期	第26期 (当連結会計年度) 2024年3月期
売	上	高	(千円)	10,504,870	5,746,946	9,449,401	12,566,002
経	常	利 益	(千円)	1,073,923	1,078,252	734,495	1,317,742
親生	会社株主に 期 純	帰属する 利 益	(千円)	482,781	677,177	304,486	462,724
1 枚	株当たり当期	朝純利益	(円)	100.34	134.68	60.55	90.36
総	資	産	(千円)	8,604,257	8,211,599	12,036,670	12,841,347
純	資	産	(千円)	2,343,687	2,789,662	3,444,404	3,665,879

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により算出しております。
 - 2. 「収益認識に関する会計基準」 (企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を第24期から適用しております。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取り扱いに従って、第23期について新たな表示方法による組替を行っておりません。
 - 3. (ご参考) 第25期以前は、過去の各期に監査されており、当連結会計年度(第26期)の監査の対象 外です。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区	分	_		_	期別	第23期 2021年3月期	第24期 2022年3月期	第25期 2023年3月期	第26期 (当事業年度) 2024年3月期
売		上		高	(千円)	5,564,130	2,827,549	2,747,230	2,796,858
経	常	•	利	益	(千円)	903,709	418,131	250,604	364,723
当	期	純	利	益	(千円)	456,974	259,972	115,828	177,340
1 杉	株当た	り当	期純	利益	(円)	94.98	51.70	23.03	34.63
総		資		産	(千円)	6,961,255	6,122,327	7,505,701	8,035,925
純		資		産	(千円)	2,076,018	1,974,093	1,898,136	2,003,448

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により算出しております。
 - 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第24期から適用しております。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取り扱いに従って、第23期について新たな表示方法による組替を行っておりません。
 - 3. (ご参考) 第25期以前は、過去の各期に監査されており、当事業年度(第26期)の監査の対象外です。

(7) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは、大企業から中小企業までの幅広い顧客に対して、自社ECサイトの構築とマーケティングを含む運営を総合的に支援しております。また、サプライチェーンやバリューチェーンを考慮したビジネスの最適化とDX支援を行うと共に、唯一無二の商材を持つ企業に対し、当社の知見や資金サポートを提供する事業を展開しています。

主なEC総合支援サービス

事業部門	サービス分類	事業内容
3 21341 3	ECシステム	中小企業向けECシステム(当社):自社ECサイトの構築に必要な機能が盛り込まれたSaaSシステムで、DX社会の拡大・人手不足・消費者の減少という3つの課題を同時に解決できるという特徴があります。大企業向けECシステム(株式会社コマースニジュウイチ):エンタープライズクラスのECサイト構築・運用をトータルにサポートする、パッケージソリューションであります。大規模ショッピングサイトで多くの実績があり、ショップフロントの会員登録、商品展示、注文、ホットセール、ニュースなどからバックオフィスの店舗管理、使用者管理、決済処理、受注、配送指示まで求められる機能が全て盛り込まれております。
E C 事業	決済サービス	決済システム(当社):クレジットカード、コンビニ払い、BNPL後払い、Amazon・PayPay等、各種決済事業者と包括加盟店としてすぐに利用を開始できるサービスであります。また、高いセキュリティ、アクセスが集中しても安心のスケーラビリティなどサービスに合わせてカスタマイズが可能な決済専用サービスであります。
	マーケティングサービス	マーケティング(当社及び株式会社WCA):顧客企業の売上利益拡大及び運営効率改善等のために必要な調査分析から実行管理までをサポートしており、また、そのために必要なクリエイティブ制作、CRM運用、プロモーション等のサービスを提供しております。
HOI事 業		創業以来蓄積してきたD2Cのノウハウとナレッジと膨大なデータを惜しみなく提携企業に提供いたします。常に顧客に寄り添い、同じ方向を向いて、二人三脚で発展をしていく共同事業であります。システム、マーケティング、そして人材と資金を投下し、M&Aはもとより、ジョイントベンチャーやプロフィットシェアリングモデルのプロジェクトスタイルで行っております。

(8) 主要な営業所 (2024年3月31日現在)

社名	事業所	所在地
	本社	東京都港区
NY 4T	札幌支社	北海道札幌市中央区
当社	大阪支社	大阪府大阪市中央区
	福岡支社	福岡県福岡市博多区
株式会社コマースニジュウイチ	本社	東京都港区
株式会社WCA	本社	東京都港区
株式会社アーヴァイン・システムズ	本社	東京都品川区
株式会社SHIFFON	本社	東京都中央区

(9) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数の状況 284(24)名(前連結会計年度末比11名減(9名減))

セグメントの名称	従業員数(名)
EC事業	224(11)
HO I 事業	60(13)
合計	284(24)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、正社員です。また、休職者を含みます。
 - 2. 臨時雇用者数は()内に年間の平均人数を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

従業員数	前事業年度末比増減
102名(4名)	— (6名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、正社員です。また、休職者を含みます。
 - 2. 臨時雇用者数は () 内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(10) 重要な子会社の状況 (2024年3月31日現在)

会社名	資本金(千円)	当社の議決権比率	事業内容
株式会社コマースニジュウイチ	200,024	100.00%	ECサイト構築 ソフトウェア開発・販売
株式会社WCA	30,000	100.00%	広告代理事業
株式会社アーヴァイン・システムズ	3,000	50.20%	ソフトウェア開発・販売
株式会社SHIFFON	30,000	80.00%	アパレル事業

(II) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額(千円)		
株式会社みずほ銀行	2,819,583		
株式会社三井住友銀行	180,000		
株式会社りそな銀行	150,000		
株式会社三菱UFJ銀行	128,576		
その他	42,848		

- (注) 上記に短期借入金は含めておりません。
- (12) その他企業集団の現況に関する重要な事項 当社は、2024年5月7日付にて本店を東京都港区赤坂九丁目7番1号に移転しました。

2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

41,308,800株

(2) 発行済株式の総数

6,131,780株

(3) 株主数

12,824名(前期末比4,511名增)

(4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持株数(株)	持株比率(%)
株式会社ユニコム	1,801,000	34.19
吉田 知広	183,800	3.49
株式会社ワンド	154,000	2.92
石村 賢一	150,000	2.84
山沢 滋	106,200	2.01
鈴木 智博	66,000	1.25
柳田 要一	57,500	1.09
日野 秀一	52,800	1.00
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	46,000	0.87
MSIP CLIENT SECURITIES	42,940	0.81

- (注) 1. 当社は、自己株式865,377株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 - 2. 株式会社ユニコムは、当社代表取締役である石村賢一が株式を保有する資産管理会社です。
 - 3. 株式会社ワンドは、当社代表取締役である石村賢一が株式を保有する資産管理会社です。
- (5) その他株式に関する重要な事項 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権 等の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等の状況 該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項 2023年11月17日付の投資事業有限責任組合インフレクション I I 号B による第1回無担保転 換社債型新株予約権付社債の権利行使により、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債はす べて株式に転換されております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役CEO	石 村 賢 一	
代表取締役COO社長	柳田要一	最高情報責任者
取締役	田中裕之	(株)コマースニジュウイチ 代表取締役社長
取 締 役 (監査等委員・常勤)	越後屋真弓	
取締役(監査等委員)	岩出誠	弁護士法人ロア・ユナイテッド法律事務所 代表社員
取締役(監査等委員)	中村渡	中村公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 取締役(監査等委員・常勤) 越後屋真弓、取締役(監査等委員) 岩出誠及び取締役(監査等委員) 中村渡の各氏は、社外取締役であります。なお、岩出誠氏及び中村渡氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける、一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員であります。
 - 2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために越後屋真弓氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 - 3. 取締役(監査等委員・常勤) 越後屋真弓氏は、EC事業及び管理系業務に関する豊富な経験と知識を 有しております。
 - 4. 取締役(監査等委員) 岩出誠氏は、弁護士の資格を有しており、当社を含めて複数の会社において、監査役としての企業監査経験を有しております。
 - 5. 取締役(監査等委員)中村渡氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役全員とは、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金50万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険会社により填補することとしております。また、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないよう被保険者が違法に利益又は便宜を得たこと、犯罪行為や法令等の違反することを認識しながら行った行為を補償対象外としております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、その保険料を当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬方針について

当社は、以下のとおり取締役の報酬等の内容の決定に関する方針を定めております。

監査等委員でない取締役の報酬は、就任直後の取締役会にてその決定方法について諮るものとし、異議が無ければ、原則として当該報酬の決定は代表取締役社長柳田要一に一任しております。委任する権限の内容は、監査等委員でない取締役個人別の報酬の額とし、代表取締役社長は、監査等委員でない取締役の個人別の年間報酬につき、株主総会で承認された報酬額の限度内において、役位、職責、功績、在任年数に応じて世間水準、経営内容、従業員給与とのバランス等を総合的に考慮して決定しております。なお、監査等委員でない取締役の報酬は、代表取締役が決定した月例の固定報酬のみとしております。ただし、業績連動報酬及び株式等非金銭報酬について支払う場合は本方針とは別に取締役会においてその方針を決議し定めるものとしております。また、決定された監査等委員でない取締役の報酬は、12分割し、就任翌月から任期終了月まで毎月25日(25日が休日の場合はその前営業日)に支払うものとしております。

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬額の限度内において、役位、職責、在任年数に応じて世間水準、経営内容、従業員給与とのバランス等を総合的に考慮し、監査等委員である取締役の協議により決定した月例の固定報酬のみとしております。また、決定された監査等委員である取締役の年間報酬は、12分割し、就任翌月から任期終了月まで毎月25日(25日が休日の場合はその前営業日)に支払うものとしております。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び 決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定 方針に沿うものであると判断しております。

当事業年度においては、2023年6月29日開催の取締役会にて代表取締役社長に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当職務の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

(5) 取締役の報酬等の総額

	人 数(名)	報酬額の総額(千円)
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	3(0)	132,129 (—)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3(3)	13,530 (13,530)
合計(うち社外役員)	6(3)	145,659 (13,530)

- (注) 1. 2016年6月23日開催の株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額 は年額500,000千円以内(うち社外取締役分は100,000千円以内)と決議いただいております。なお、当該報酬限度額には、使用人分給与は含まれておりません。また、当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、3名(うち社外取締役は0名)です。
 - 2. 2016年6月23日開催の株主総会において、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額 100,000 千円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名(うち社外取締役は3名)です。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役(監査等委員) 岩出誠氏が代表社員を務める弁護士法人ロア・ユナイテッド法律事務 所に所属する弁護士と当社との間には、顧問契約に基づく取引がありますが、同氏は当該 顧問契約には含まれておらず、また当社の依頼案件に関与しておりません。
 - ・取締役(監査等委員)中村渡氏が所長を務める中村公認会計士事務所と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - ・社外取締役のその他の重要な兼職先と当社との間に重要な取引関係その他の特別な関係はありません。

② 社外役員の当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監査等委員・常勤)	越後屋真弓	当事業年度に開催された取締役会13回すべて、また、監査等委員会12回すべてに出席いたしました。E C事業及び管理系業務に関する幅広い見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制並びに内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
取締役(監査等委員)	岩 出 誠	当事業年度に開催された取締役会13回すべて、また、監査等委員会12回すべてに出席いたしました。 弁護士としての専門的な見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制並びに内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
取締役(監査等委員)	中 村 渡	当事業年度に開催された取締役会13回のうち10回、また、監査等委員会12回のうち11回に出席し、公認会計士及び税理士としての専門的な見地から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の経理システム並びに内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

67,550千円

② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

76.270千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づ く監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額には金融 商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
 - 2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの 算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等 の額について同意の判断をいたしました。
 - 3. 上記以外に、前事業年度に係る追加報酬として2,700千円を当事業年度に支払っております。

(3) 非監査業務の内容

当社の連結子会社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の 業務であるアドバイザリー業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると 認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監 査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監 査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様へ安定した利益還元を行うことを最重要課題のひとつと考えており、経営成績、財政状態、配当性向及び将来の事業展開のための内部留保の充実など、バランスを総合的に勘案して成果の配分を行うことを基本方針としております。

当事業年度につきましては、2024年5月22日開催の取締役会において、利益剰余金を配当原 資とし、1株当たり53円(前事業年度は1株当たり50円)とすることを決定いたしました。

また、当社における剰余金配当の決定機関は取締役会です。剰余金配当は期末配当による原則年に1回の配当を基本方針とし、その他会社法第459条第1項各号に定める事項については、経営環境等の状況を勘案のうえで判断していきます。

(注) 本事業報告に記載の金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

			(単位:千円)
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	9,126,058	流動負債	6,384,717
現金及び預金	4,297,561	支払手形及び買掛金	937,924
受 取 手 形	8,743	短期借入金	1,235,000
売 掛 金	2,163,874	1年内返済長期借入金	635,780
契 約 資 産	543,074	未払金	229,566
電子記録債権	75,811	未 払 費 用	330,096
有 価 証 券	151,410	リース債務	2,109
商品	813,441	未 払 法 人 税 等	429,924
性 掛 品	59,654	未払消費税等	83,668
原材料及び貯蔵品 前 渡 金	11,319	前 受 金	153,556
前 渡 金 前 払 費 用	78,813 145,013	預り金	2,134,467
暗号資産	207,385	賞与引当金	53,209
F	668,802	資 産 除 去 債 務	42,586
貸 倒 引 当 金	△98,847	受注損失引当金	7,462
固定資産	3,715,289	そ の 他	109,366
有形固定資産	185,434	固定負債	2,790,750
建物	112,016		2,685,227
器 具 備 品	61,927	リース債務	570
車 両 運 搬 具	2,173	操延税金負債	30,613
リース資産	2,333	資産除去債務	72,696
その他	6,983	そ の 他	1,642
無形固定資産	2,467,690	負 債 合 計	9,175,467
ソフトウエア	56,853	(純資産の部)	
	1,949,697	株主資本	3,174,989
顧客関連資産	446,637		1,023,128
そ の 他 投資その他の資産	14,502 1,062,163	資本剰余金	512,883
投員での他の員座 投 資 有 価 証 券	408,621	利益剰余金	2,775,525
関係会社株式	343,395	自己株式	△1,136,547
敷金保証金	226,084	その他の包括利益累計額	40,850
長期前払費用	6,819	その他有価証券評価差額金	40,850
繰延税金資産	60,793	非 支 配 株 主 持 分	450,039
その他	16,450	純 資 産 合 計	3,665,879
資 産 合 計	12,841,347	負債及び純資産合計	12,841,347

連結損益計算書

自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

科 目	A	第一 (平位·11J)
	金	額 12.5(4.002
売 上 高 売 上 原 価		12,566,002
売 上 原 価 売 上 総 利 益		7,068,349
		5,497,653
販売費及び一般管理費		4,411,491
営 業 利 益		1,086,161
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 受 取 配 当 金	11,983	
受 取 配 当 金	344	
持分法による投資利益	8,640	
暗号資産評価益	131,849	
デリバティブ評価益	47,000	
為	58,708	
ポイント還元収入	14,462	
補助金収入	44,612	
その他	3,020	320,620
営業外費用	2,020	
支 払 手 数 料	42,724	
支 払 手 数 料 支 払 利 息 訴 訟 関 連 費 用	40,082	
訴 訟 関 連 費 用	5,042	
雑 損 失	1,191	89,040
経 常 利 益	1,1>1	1,317,742
特別損失		1,2 11,1
雑 損 失 経 常 利 益 特 別 損 失 本 社 移 転 費 用	93,314	
減損損失	209,303	
債 権 放 棄 損	4,038	
質 倒 損 失	8,665	
債権放棄損貸倒損失その他	3,987	319,309
税金等調整前当期純利益	3,701	998,433
法人税、住民税及び事業税	600,012	
法 人 税 等 調 整 額	△170,638	429,373
当期和和五益	1,0,000	569,059
非支配株主に帰属する当期純利益		106,335
親会社株主に帰属する当期純利益		462,724

連結株主資本等変動計算書

自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

				(+ \tracktriangleright + 1 1)
		株主	資 本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
当 期 首 残 高	768,128	257,883	2,531,548	△790,628
暫 定 的 な 会 計 処 理 の 確 定 に よ る 影 響 額	1	-	△3,238	-
暫 定 的 な 会 計 処 理 の 確 定 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	768,128	257,883	2,528,310	△790,628
当 期 変 動 額				
新株の発行(新株予約権の行使)	255,000	255,000	-	-
剰 余 金 の 配 当	-	-	△251,441	-
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	462,724	-
連結子会社株式の追加取得による持分の増減	-	-	35,932	-
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△345,919
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	255,000	255,000	247,214	△345,919
当 期 末 残 高	1,023,128	512,883	2,775,525	△1,136,547

	株 主 資 本	その他の包括 利 益 累 計 額	北士和批子扶八	純 資 産 合 計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	非支配株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	2,766,932	22,654	563,755	3,353,341
暫 定 的 な 会 計 処 理 の 確 定 に よ る 影 響 額	△3,238	-	94,300	91,062
暫定的な会計処理の確定を反映した当期首残高	2,763,694	22,654	658,056	3,444,404
当 期 変 動 額				
新株の発行(新株予約権の行使)	510,000	-	-	510,000
剰 余 金 の 配 当	△251,441	-	-	△251,441
親会社株主に帰属する当期純利益	462,724	-	-	462,724
連結子会社株式の追加取得による持分の増減	35,932	-	-	35,932
自 己 株 式 の 取 得	△345,919	-	-	△345,919
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	-	18,196	△208,017	△189,820
当 期 変 動 額 合 計	411,295	18,196	△208,017	221,475
当 期 末 残 高	3,174,989	40,850	450,039	3,665,879

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

斗			目		金額	科目	金額
資							
動	資	Ĭ	産		2,871,464		3,337,063
金	及	Q_{i}	預	金	1,742,070		207,584
	‡	ŧ.		金	497.923		635,780
			:		· ·		46,901
			•				18,542
							150,335 30,014
	涉	度		金	5,189		2,108,145
	払	費	,	用	27,370		53,209
	号	資		産	174,768		42,586
	0			佃	· ·	- A の 他	43,963
存			<u>Ы</u>			固 定 負 債	2,695,413
				<u>JY</u>		長期借入金	2,685,227
							10,186
形匠	国 定	資	産		66,985		6,032,476
				物	16,146		4.045.044
	具	備	Î	品	50,838		1,965,011 1,023,128
形圖	国 定	資	産		32,437		512,883
フ	ト	ウ	エ	ア	32.236		499,800
	0)		佃	· ·	その他資本剰余金	13,083
S Z .			\$ 	10		利 益 剰 余 金	1,565,546
				\// _c		1	114,296
- 1					ĺ ,	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1,451,250
係	会	社	株	式	4,443,466	1	1,451,250
				金	194,653		△1,136,547
期	前	払	費	用	1.295		38,437 38,437
							2,003,448
				<i>/</i> _	-		8,035,925
	資動金 定形 形フ そ資係 期延	資動金 定形 形っ そ資係 期延産 及 価 払号 倒 固 具固 の 前税資 持 産液 の弓資定 定しの他有会 前税	資動金 定形 形っ そ資係 期延産 及 価 払号 倒 固 具固 のの資 掛 蔵渡 の引資定 定 の他有会 前税の び 証 費資 消資 備資ウ 資価社 払金	資動金 定形 形っ そ資係 期延度 及 価 払号 倒 固 具固 の 価社 払金の資 掛 蔵渡 の引資定 定 にの他有会 前税 が 証 費資 当産 産 産工 産証株 費資)産預	資動金 定形 形っ そ資係 期延 の資 掛 蔵渡 の引資定 定 の他有会 前税 の資 掛 蔵渡 の引資定 定 の他有会 前税 産 産 産工 産証株 費資 産 産工 産証株 費資	資産の部) 強度の部度 金及び預金 排金数 497,923 価証券 151,410 蔵品の場合 数費用 5,189 払費用 27,370 号資産 174,768 272,626 例引当金 272,626 例引当金 272,626 移在の他の資産 物 16,146 月の 4 50,838 形 固定資産 32,437 フトウエア 32,236 での他の資産 32,236 での他の資産 5,065,038 資有価証券 309,050 4,443,466 194,653 期前払費用 1,295 規模 第 116,572	(負 の 部) 動 資 産 の 部 を

損益計算書

(自 2023年4月1日) 至 2024年3月31日)

			(単位・1円)
科	目	金	額
売 上	高		2,796,858
売 上 原	原 価		1,645,916
売 上 総	利 益		1,150,942
販売費及び一般	投管理費		917,228
営業	利 益		233,714
営 業 外	収 益		
受取	利 息	2	
有 価 証 参	券 利 息	8,718	
受 取 配	当 金	60,000	
暗号資産	評 価 益	112,773	
為	差 益	16,482	
そ の	他	3,317	201,294
営 業 外	費用		
支 払 手	数料	39,228	
支払	利 息	30,778	
雑 損	失	277	70,284
経常	利 益		364,723
特別	損 失		
本 社 移 車	転 費 用	93,314	
債 権 放	棄損	4,038	97,352
税 引 前 当 期	月 純 利 益		267,370
法人税、住民税	及び事業税	167,180	
法 人 税 等	調整額	△77,150	90,030
当 期 純	利 益		177,340

株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日) 至 2024年3月31日)

	株		主	資	本	
		資 本	剰	余 金	利 益	剰 余 金
	資 本 金	資 本 準 備 金	その他資本剰 余 金	資本剰余金 計	利益準備金	その他利益 剰 余 益 繰 越 利 益 剰 余
当 期 首 残 高	768,128	244,800	13,083	257,883	114,296	1,525,352
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	255,000	255,000	-	255,000	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△251,441
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	177,340
自己株式の取得	-	_	_	_	_	-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	255,000	255,000	-	255,000	-	△74,101
当 期 末 残 高	1,023,128	499,800	13,083	512,883	114,296	1,451,250

	株	主資	本	評価・換算 差 額 等	純資産
	利 益 剰 余 金 利 益 剰 余 金 合	自己株式	株主資本計	その他有価証券評価差額金	純 資 産 計
当 期 首 残 高	1,639,648	△790,628	1,875,032	23,104	1,898,136
当 期 変 動 額					
新株の発行	-	-	510,000	_	510,000
(新株予約権の行使)			010,000		
剰 余 金 の 配 当	△251,441	-	△251,441	-	△251,441
当 期 純 利 益	177,340	-	177,340	_	177,340
自己株式の取得	-	△345,919	△345,919	-	△345,919
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	15,332	15,332
当 期 変 動 額 合 計	△74,101	△345,919	89,979	15,332	105,311
当 期 末 残 高	1,565,546	△1,136,547	1,965,011	38,437	2,003,448

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

株式会社 Eストアー 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

京都事務所

指定有限責任社員

公認会計士 下井田晶代 業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 杉原伸太朗

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Eストアーの2023年4月1日 から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損 益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計 の基準に準拠して、株式会社Eストアー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に 係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行っ た。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に 記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結 子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査 法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内 容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセ スの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視 することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会 計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表 示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示している かどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び 実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を 遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因 を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するための セーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

株式会社 Eストアー 取 締 役 会 御中

有限責任監査法人トーマツ

京都事務所

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 下井田晶代

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 杉 原 伸 太 朗

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Eストアーの2023年4月1日から2024年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において 適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視 することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況 に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な 不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起する こと、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等 に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日 までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業とし て存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を 遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因 を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するための セーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第26期事業年度における取締役の職務の遂行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の遂行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。 また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行に ついても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

株式会社Eストアー 監査等委員会

常勤監査等委員 越後屋真弓 即

監査等委員 岩出 誠 印 監査等委員 中村 渡 印

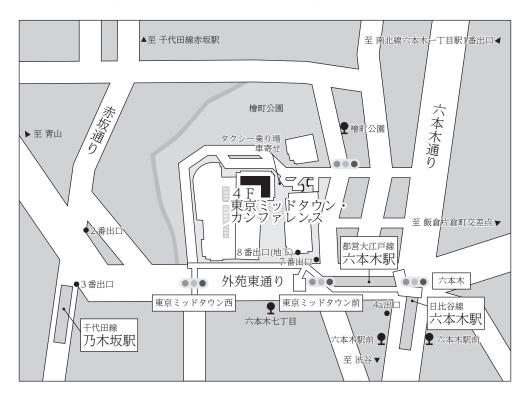
(注) 監査等委員 越後屋 真弓、岩出 誠及び中村 渡は、会社法第2条第15号及び第331条第6 項に規定する社外取締役であります。

以上

以上

株主総会会場のご案内

ミッドタウン・タワー4階 カンファレンス Room7 東京都港区赤坂九丁目7番1号 東京ミッドタウン



交通機関のご案内

- ・都営大江戸線六本木駅8番出口より直結
- ・東京メトロ日比谷線六本木駅4a出口側から地下通路を経由し、8番出口より直結
- ・東京メトロ千代田線乃木坂駅3番出口より徒歩約3分

株主様用の駐車場はご用意しておりませんので、上記の公共交通機関を ご利用くださいますようお願い申し上げます。